

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」 第一次答申(案)に対する意見及びこれに対する考え方

■ 意見募集期間： 令和5年12月28日(木)から令和6年1月22日(月)まで

■ 意見提出数： 23件(法人・団体:17件、個人:6件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者： 以下のとおり

(意見受付順)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	株式会社エネコム	11	日本電信電話株式会社
2	長崎県	12	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
3	株式会社 JTOWER	13	北陸通信ネットワーク株式会社
4	株式会社オプテージ	14	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
5	北海道総合通信網株式会社	15	JCOM 株式会社
6	株式会社トークネット	16	ソフトバンク株式会社
7	株式会社 STNet	17	KDDI 株式会社
8	一般社団法人テレコムサービス協会		
9	楽天モバイル株式会社		
10	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	-	個人(実積寿也 中央大学総合政策学部 教授、他5件)

■ 第1章 はじめに

	意見	考え方	案の修正
検討の方向性			
意見1-1 NTT が公共的な役割を果たすことが期待されているのは変わらないが、研究開発責務等について時代に即した改正については理解。		考え方1-1	
1	<p>情報通信産業における技術の進展や市場の変化は著しく、時代に即して制度を見直していくことは適切であると考えます。</p> <p>検討の方向性として、第1章第2節には「以下の3つを確保することを基本とすることとした」とあり、2として記載されている「NTTは、日本電信電話公社(以下「電電公社」という。)から全国津々浦々の線路敷設基盤を受け継ぎ、公共的な役割を果たすことが期待されることに鑑み上記1を確保する上で重要な役割が求められる」との記載は重要なポイントであると考えます。すなわち NTT は公社時代から承継された線路敷設基盤を有する事業者として公共的な役割を果たすことが期待されているのであり、その点は民営化当時から現在も変わっていないと考えます。</p> <p>NTT 法に定める公共的な役割は何ら変わることがないと考えておりますが、研究開発等については時代に即した形での NTT 法の改正は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
意見1-2 今後の制度見直しに際して、検討の方向性として示された三つの確保すべき事項が尊重されることを期待。		考え方1-2	
2	<p>第一次報告書において冒頭に掲げられている「通信政策として確保すべき事項」「NTT の経営面で確保すべき事項」および「制度改正の際に確保すべき事項」についてはいずれも賛成いたします。今後の制度改正作業においてこれら三つの方針が厳格に尊重されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人(実積寿也 中央大学 総合政策学部 教授)】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
意見1-3 制度的な空白を生まないよう、早期の改正と円滑な改正の両方を図る必要があるとの考えに賛同。		考え方1-3	

3	<p>制度的な空白を生まないとする本項目は、重要な観点と考えるので、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見1-4 高品質化の追求を通じた国際的な都市間競争力の向上の観点を盛り込む必要があるが、通信政策として確保すべき事項(1)～(4)については賛同。</p>		<p>考え方1-4</p>	
4	<p>この(1)～(4)の事項*については適切なものと考えますが、国民が世界最先端の通信サービスを楽しむよう、高品質化の追求を通じた国際的な都市間競争力の向上(トップラインを上げる意)も今後の通信政策の重要なテーマであると考えます。</p> <p>例えば、(2)(3)の項目について、上記の観点を追記するなどが必要と考えます。</p> <p>※(事務局注)「(1)～(4)の事項」は、第一次答申(案)のP.3に記載された以下の内容。</p> <p>1. 通信政策として確保すべき事項</p> <p>(1)通信サービスが「全国に届く」(不採算地域を含むサービス提供)</p> <p>(2)「低廉で多様」なサービスが利用できる(事業者間の公正競争の確保)</p> <p>(3)「国際競争力」を確保する(国全体の基礎研究の推進)</p> <p>(4)「経済安全保障」を確保する(漏れのないセーフガード措置)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>御意見は、今後議論を深めていく際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

■ 第2章 情報通信産業を取り巻く諸課題

□ 第1節 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像

	意見	考え方	案の修正
目指すべき情報通信インフラの将来像			
意見2-1-1 光ファイバが伝送の安定性から情報通信の主たる基盤となるとの考えに賛同。		考え方2-1-1	
5	<p>取り上げられている諸課題の認識は、客観的で適切なものであり、特にユニバーサルサービス制度の在り方に関する今後の議論をベースとするに妥当かつ極めて重要であるため、これを踏まえて議論を進めていただくよう、お願いいたします。</p> <p>情報通信インフラにおいて、これまで光ファイバは、NTT 東西と地域の電気通信事業者との間で設備競争を行ってきた結果、料金の低廉化、多様なサービスの創出がなされ、高品質なインフラが整備されてきたものと考えております。</p> <p>今後も、動画配信サービス等の普及に伴うトラフィック増加への対応や、モバイルにおける5G 基地局の展開など、光ファイバのインフラとしての重要性がさらに高まることが想定されます。</p> <p>このため、引き続き事業者間の設備競争によって、料金の低廉化、高い信頼性が実現・維持されていくことが極めて重要と考えており、光ファイバが伝送の安定性から情報通信の主たる基盤となるとする本一次答申(案)の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STNet】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、第一次答申(案)では、公正競争の確保の在り方については、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、設備競争の重要性に関する御意見については、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無
6	<p>光ファイバについては、過去から NTT 東西と地域の自己設置事業者や CATV 事業者間で設備競争をしてきた結果、世帯カバー率 99.84%となるエリア展開や料金の低廉化、多様なサービスの創出がなされ、世界でもトップクラスの品質を誇るインフラが実現されてきたものと考えております。</p> <p>今後も、動画配信サービス等の普及に伴うトラフィック増加への対応や、Sub6 やミリ波の普及に向けた 5G 基地局の展開など、光ファイバのインフラとしての重要性がさらに高まることから、引き続き事業者間の設備競争によって、あまねくエリア展開や料金の低廉化、高い信頼性が実現・維持されていくことが極めて重要と考えているため、光ファイバが伝送の安定</p>		

	性から情報通信の主たる基盤となるとする本一次答申(案)の考え方に賛同いたします。 【株式会社オプテージ】		
7	2030年代を見通しても、光ファイバ網の重要度や、光ファイバ網を基地局回線として活用したモバイルインフラの大容量化等、高品質かつ安定的な通信サービスは、先進的なソリューションの実装を進めるうえでは必要不可欠と考えますので、引き続き政策の検討における重要な観点であると言えます。 【株式会社 JTOWER】		
意見2-1-2 5G及び将来的な6Gといったモバイルインフラの速やかな整備のため、インフラシェアリングは有効な手法であり、通信政策の枠組みの中で取り上げていくべき。		考え方2-1-2	
8	5G並びに将来的な6Gといったモバイルインフラの速やかな整備を図る手法として、インフラシェアリングは有効な手法の1つと考えています。 当社は、インフラシェアリング事業者として、モバイルインフラの充実に向けて引き続き寄与していきたい考えです。 なお、インフラシェアリングの在り方や活用方策については、通信政策の枠組みの中でも検討アジェンダとして取り上げて頂くことも今後の政策を検討する上でも有益と考えます。 【株式会社 JTOWER】	御意見のとおり、モバイル網の整備に際してインフラシェアリングは有効な手法の一つであるため、御意見は、今後議論を深めていく際の参考とさせていただきます。	無
意見2-1-3 今後の通信政策を考えると、使いやすい周波数帯(UHF、SHF)の更なる有効利用が必要。		考え方2-1-3	
9	電波の特性と利用形態(デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会(第1回:令和5年11月15日)配布資料:資料1-2 電波利用に関する現状と課題について(P3))からみると、使いやすい帯域(UHF,SHF)の需要が更に大きく、特にエリアカバーに適したプラチナバンド(例:4G,LTE)などは、光ファイバ回線以上に重要な通信手段となっていると考えられる。(第一次答申(案)P5:表 2-1-1 情報通信インフラ(地上系)の普及・参考) その為、今後の通信政策を考えると前記周波数帯の電波を、より重要視し有効利用できるよう、上記②は下記のような補足をした方が市場環境の変化に対応でき、より良いと思われます。	第一次答申(案)のP.7にあるとおり、情報通信インフラの将来像については、各種情報インフラの相互補完により通信カバレッジの拡張が進むと考えられており、その際には、御意見のとおり、電波の有効利用がこれまで以上に必要となると考えられることから、御意見については、今後議論を深めていく際の参考とさせていただきます。	無

	(赤字が修正箇所) 3. 5G 等は光ファイバの基盤の上で展開が進められるが、シームレスにつながるような先進的なソリューションの実装／提供／運用に向けては、使いやすい帯域(UHF,SHF)の更なる有効利用が期待される。 【個人】		
意見2-1-4 災害の激甚化が懸念される我が国においては、NTNの整備の推進が必要。		考え方2-1-4	
10	令和6年能登半島地震において、非常対応時におけるNTNの有用性と事前準備の重要性が図らずも示されました。NTNに関しては、災害の激甚化が懸念される我が国においては、HAPSも含めて多様な手段の確保のための整備の推進が喫緊の課題と考えます。 【株式会社 JTOWER】	第一次答申(案)のP.4にあるとおり、NTN(非地上系ネットワーク)については、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや、非常時のネットワークの冗長性確保に有用であり、総務省において、早期国内展開等の取組が求められるものと考えます。	無
情報通信インフラの現状			
意見2-1-5 災害時には、光もモバイルも同様に影響を受けるリスクがあるため、モバイルにのみ災害時のリスクを記載すべきではない。		考え方2-1-5	
11	固定・モバイルにかかわらず、通信事業者として災害時の復旧を可能な限り速やかに行うことが使命であると考えていますが、災害時には光もモバイルも同様に影響を受けるリスクがあることから、モバイルにのみ災害時のリスクを記載することは誤解を生む虞があると考えます。 【日本電信電話株式会社】	第一次答申(案)のP.7については、モバイルは災害時に電源等の観点から基地局が停波するリスクが大きいことから記載したものであり、原案のとおりとさせていただきます。	無
意見2-1-6 情報通信インフラの状況を現す指標については、都市部の集合住宅などといった光ファイバの引き込みが困難な領域等、きめ細かい把握等も必要。		考え方2-1-6	
12	本案において、現在の情報通信インフラの状況を現す指標として、国内の普及率、及びOECDの浸透度に関する国際比較のデータが取り上げられています。 これらは、量的な普及度を図る指標としては有用と考えますが、今後の通信政策を検討するうえでは、以下の点も把握できるデータの活用が必要と考えます。 ・ 固定(光ファイバ) 都市部の集合住宅など光ファイバの引込みが困難な領域など、きめの細かい把握も必要(通信サービスを全国に届かせる意) ・ モバイル	御意見については、今後議論を深めていく際の参考とさせていただきます。	無

	<p>都市部における建物内、地下街など不感知領域や通信速度の把握など(通信サービスを全国に届かせる、並びにトップラインを意識する意)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	
--	--	--

□ 第2節 電気通信市場の環境変化
意見なし

□ 第3節 我が国の情報通信産業の国際競争力強化について

	意見	考え方	案の修正
目指すべき全体の方向性			
意見2-3-1 今後も新たな課題や変革に柔軟に対応し、国内の通信産業の振興と国際競争力の向上に向けた努力が必要。		考え方2-3-1	
13	<p>市場環境の変化に対応した通信政策の在り方は、急速に進化する通信技術と国際競争の激化に対応するために不可欠です。今後も新たな課題や変革に柔軟に対応し、国内の通信産業の振興と国際競争力の向上に向けた努力が求められます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見は、今後議論を深めていく際の参考とさせていただきます。	無
プラットフォーム事業者と電気通信事業者の差異			
意見2-3-2 GAFAM のようなプラットフォーム事業者と電気通信事業者では事業構造や市場における事業者としての位置付けが明らかに異なることから、図表等の修正が必要。		考え方2-3-2	
14	<p>該当箇所の記載・図は、GAFAM を対比対象として、我が国の国内大手通信事業者の研究開発費が低い状況を問題視し新たな政策の必要性を示しているものとの理解ですが、通信政策特別委員会(第2回)における当社主張のとおり、GAFAM のようなプラットフォーム事業者と電気通信事業者では事業構造や市場における事業者としての位置付けが明らかに異なることの記載がなく、現状の課題や目指すべき方向性を見誤らせるおそれがあるため、以下のとおり修正すべきと考えます。</p>	<p>御指摘の修正意見を踏まえ、GAFAM 等のプラットフォーム事業者と国内大手通信事業者の間に差異があることを明確にするため、第一次答申(案)の P.11 について、以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>【修正】(赤字が修正箇所) 第一次答申(案) P.11</p>	有

<p>【図(2-3-1)の修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国のプラットフォーム事業者である GAFAM だけではなく、国内大手通信事業者と相対する AT & T などの米国大手通信事業者も比較対象として記載追加 ・グラフタイトルを「国内大手事業者と GAFAM の比較」から「国内大手事業者と米国大手事業者の比較」に修正 ・「図 2-3-1 国際市場における我が国のシェア」を「国内大手事業者と米国大手事業者の比較」に修正 <p>【p.11 の修正案】(赤字が修正箇所)</p> <p>研究開発については、次世代の情報通信インフラとなることが見込まれる Beyond5G(6G)や、デバイスの高度化、AI、セキュリティ等に係る先進的技術の開発を積極的に進めることが必要であるが、GAFAM¹⁸等の海外大手プラットフォーム事業者と比較して、事業構造の差異などがあるものの、国内大手通信事業者の研究開発費は、金額及び対売上高比率の双方において大幅に低い状況にある。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>研究開発については、次世代の情報通信インフラとなることが見込まれる Beyond 5G(6G)や、デバイスの高度化、AI、セキュリティ等に係る先進的技術の開発を積極的に進めることが必要であるが、GAFAM¹⁸等の海外大手プラットフォーム事業者と比較して、事業構造の差異などがあるものの、国内大手通信事業者の研究開発費は、金額及び対売上高比率の双方において大幅に低い状況にある。</p>	
---	---	--

■ 第3章 速やかに実施すべき事項

□ 総論

	意見	考え方	案の修正
NTT 法関係規律の見直しによる国際競争力の確保			
意見3-0-1 我が国の情報通信産業全体の国際競争力を高めるために NTT における国際展開を法制度面から支援することについては慎重な検討が必要。		考え方3-0-1	
15	<p>(略)</p> <p>NTT法における本見直しが直ちに国際競争力の強化につながるものではない点には留意し、情報通信産業全体に係る課題として認識することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>第一次答申(案)の P.12 にあるとおり、NTT の IOWN 構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待されるため、その実現に向けた研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション促進を法制度面からも支援することが重要と考えます。</p>	無
意見3-0-2 NTT の国際競争力強化のための経営自由化により、通信以外の事業展開のリスクが通信インフラ事業に転嫁されることのないよう、慎重な議論が必要である。		考え方3-0-2	
16	<p>日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条において「適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること」が NTT の目的として規定されているとおり、旧電電公社より国民の大切かつ特別な資産を承継した NTT に課されている最大の責務は、他事業の財務的影響を受けることなく、全国に広がる光ファイバー網のサービスを安価、公平、安定的に提供することと認識している。</p> <p>通信政策特別委員会での議論が尽くされない中、今般の報告書では、NTT の国際競争力強化のための経営の自由化(研究の推進責務撤廃等)の推進が方向付けられている。他方、これまでの議論において、経営の自由化により通信以外の事業展開に失敗した場合のアカウントビリティは明らかにされておらず、通信インフラ事業に対する影響への検討も十分になされているとは言い難い状況であることから、NTT の経営そのものの自由化の推進を結論づけるのは早計である。安易にそうした議論へと舵が切られることには強く反対する。</p> <p>加えて、新しい技術で世界のスタンダードを確立するのは極めて困難なことである。NTT グループでは、1999 年の再編以降、各社が大型の海外投資に取り組んでいるが、グローバ</p>	<p>第一次答申(案)の P.3 にあるとおり、NTT は、通信政策として確保すべき事項(通信サービスが「全国に届く」等)の確保に重要な役割が求められる一方、民間企業であることに鑑みれば、その確保に支障のない範囲内で時代に即した自由な経営を確保することが適当と考えます。</p>	無

	<p>ルスタンダードを確立してゲームチェンジを実現した事例は乏しいと認識している。ゲームチェンジに失敗した際の投資リスクが国民に転嫁されることのないよう、慎重な議論が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
意見3-0-3 「IOWN 構想による『ゲームチェンジ』の実現」が何を指すかが不明確。(第2章第3節における IOWN 構想言及部分を含む。)		考え方3-0-3	
<p>17</p>	<p>該当箇所(P.12「特に、IOWN 構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待される」)は本一次答申案第3章第1節以降の NTT 殿の研究開発責務などについて法制面で支援することの根拠となる考え方との理解ですが、「IOWN 構想」「ゲームチェンジ」が具体的に何を指すか不明確であり、法改正の必要性を示す記載としては不十分と考えます。</p> <p>当社としては上記ゲームチェンジの実現及びそのための法制面の支援が国際競争力強化につながるという考え方に必ずしも賛同するものではありませんが、本答申・法改正の妥当性の事後検証性を確保するためにも、例えば以下のような追記により該当部分の記載を具体化すべきと考えます。</p> <p>【修正案】(赤字が修正箇所)</p> <p>特に、IOWN 構想による「ゲームチェンジ」が実現[*]すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待される</p> <p>※ NTT 殿が構築する、光を中心とした技術を活用し端末を含む革新的 NW・情報処理基盤を活用して、世界に先駆けて様々な産業の DX を推進することで、我が国の国際競争力の向上に貢献し、国際社会の中におけるイニシアチブを獲得すること</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御指摘の修正意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>【修正】(赤字が修正箇所)</p> <p>第一次答申(案) P.12</p> <p>特に、IOWN 構想による「ゲームチェンジ」[*]が実現すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待される。</p> <p>※ 光技術をベースとしたネットワーク・情報処理基盤(端末を含む。)の大容量、低遅延、低消費電力を実現する IOWN を活用し、世界に先駆けて爆発的な情報量への対応と電力効率の向上の両立を可能とする新たな技術を導入・転換することで、我が国の情報通信産業をはじめとしたあらゆる産業の国際競争力の強化を図ること。</p>	<p>有</p>
<p>18</p>	<p>IOWN 構想が本当にグローバルにゲームチェンジと言われるような既存のビジネスルールや市場を根本的に変えるような革新的な成果をもたらし、我が国地の国際競争力の向上に貢献するものかは慎重な評価が必要と考えます。同社によるかつての INS ネット構想、NGN 構想と同様、IOWN 構想もネットワークレイヤーの技術革新であり、本答申案 P20 にありますように、競争の主戦場はネットワークから上位レイヤーに移行している今日、ネットワークレイ</p>		

	<p>ヤーの技術革新はそれを支えるものであっても、それ自体がゲームチェンジをもたらすものとは考えにくいと思います。また、グローバルスタンダードに基づかない独自の製品の投入により、NTT 自身の投資負担が増大し、NTT のネットワークの利用コスト増、NTT と接続する事業者の負担増による我が国全体の国際競争力の低下が懸念されるところです。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
19	<p>「IOWN 構想によるゲームチェンジ」により国際競争力を獲得していくという文言が繰り返し記載されており、一次答申案の大きな骨子と理解しておりますが、その詳細については示されておられません。今後 IOWN で具体的にどのようなアクションでどのようなビジネスを展開していく事で国際競争力を高めていくのか「ゲームチェンジ」の詳細につきご教示いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
その他			
意見3-0-4 意見の発言者を付記すべき。		考え方3-0-4	
20	<p>本案の内容に関する事項ではありませんが、本文中、「委員会における委員・事業者等からの意見」に関しては、発言者(社)の表記がありません。</p> <p>本発言内容については、全て公開された会議におけるものと認識していますので、将来的なトラッキングを容易にするためにも、発言者(社)については、記載することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 JTOWER】</p>	<p>通信政策特別委員会における委員・事業者等からの意見については、同委員会として公開している議事録に加え、「これまでの会合の主な意見」の資料で意見と発言者を併記しており、確認は可能であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無
21	<p>第3章にある【事業者等からの主な意見】については、どの事業者がいつどの資料で述べた意見かを明確にするため情報を付記していただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		

□ 第1節 研究の推進責務について

	意見	考え方	案の修正
NTTの研究の推進責務の撤廃			
意見3-1-1 NTTの研究の推進責務の撤廃に賛同。		考え方3-1-1	
22	<p>「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申(案)」において、NTT法の研究の推進責務は「撤廃することが適当」とされたことについて、賛同いたします。(略)</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
23	<p>本案では、国際競争力の強化を図る観点で、NTT法における研究の推進責務、並びに研究成果の普及責務の撤廃が提言されています。いずれの方向性も本委員会での検討結果として適当なものと考えます。(略)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】</p>		
24	<p>NTT法に定める公共的な役割は何ら変わることがないと考えておりますが、研究開発等については時代に即した形でのNTT法の改正は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】(再掲)</p>		
25	<p>研究開発分野においては、これまで、NTTの基礎研究が我が国の情報通信の発達に大きく貢献してきたと評価できます。ケーブルテレビにおいても光ファイバ、無線等の様々な分野でこれらの技術を活用したインフラ構築を行っています。</p> <p>情報通信産業は利用されている技術の進展が著しい分野であり、この技術進展に応じた制度の見直しは適宜行われるべきと考えます。</p> <p>この観点から「早期に結論が得られた下記事項について必要な制度整備を速やかに行うこと」※に賛同いたします。</p> <p>※(事務局注)第一次答申(案)のP.23にある以下の内容。</p> <p>① 研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し NTT法の研究の推進責務及び研究成果の普及責務は撤廃する。</p> <p>② 外国人役員規制の見直し NTT法の外国人役員規制は緩和※¹する。</p>		

	<p>※1 「代表者でないこと」と「役員の3分の1未満」に緩和することが適当と考えられる。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
意見3-1-2 NTTの研究の推進責務の撤廃に反対。		考え方3-1-2	
26	<p>研究の推進責務の撤廃には断固反対である。研究の推進責務があるからこそ、研究開発費に振り向けるのであって、研究の推進責務を撤廃すると、一般企業と同等、研究開発費を縮小しほうだいである。これこそ日本の電気通信事業の地盤沈降を招きかねない。資料では国などから指定されると、といった、国営の電信電話公社なら成立するであろう論理が記載されているが、これは今の日本電信電話においてはまったく的はずれ、杞憂でしないと断じたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>第一次答申(案)のP.15にあるとおり、我が国における情報通信産業の発展にNTTの基礎・基盤的研究が果たす役割は今後とも重要であるところ、NTTが自らの経営判断により研究開発の内容を決定することが最も効果的であるため、研究の推進責務を撤廃することによって、この点を明確化することが適当と考えます。</p> <p>また、研究開発の後退に関する懸念については、第一次答申(案)のP.16にあるとおり、総務省において、NTTの基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証した結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応を検討することが求められると考えます。</p>	無
意見3-1-3 NTTの研究の推進責務の撤廃については慎重な議論が必要。		考え方3-1-3	
27	<p>研究の推進責務については、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について 第二次答申(2002年2月13日)」において、「研究の推進・成果普及の責務を撤廃しても我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな支障がないと判断されるに至った時点で、撤廃することが望ましい」と答申されているところ、現時点において、研究の推進責務を撤廃しても我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな支障がないと言えるのか、議論が尽くされていないと考えます。</p> <p>また、NTTの研究開発は、国民の財産を利用して推進されてきたものであることから、NTTに対する研究の推進責務については、「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」の扱い同様、引き続き丁寧な議論が必要と考えます。</p> <p>仮に、NTTに対する研究の推進責務を撤廃するのであれば、リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念の顕在化を含め、総務省による適切且つ継続的な検証が必要と考えます。</p>	<p>考え方3-1-2のとおりです。</p>	無

NTT の基礎・基盤的研究の取組状況についての検証

意見3-1-4 NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証することは重要。

考え方3-1-4

28 総務省において、NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証し、その結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討することは重要と考えます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

29 総務省においては、NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証していくことに加え、研究の成果が「低廉で多様」なサービスが利用できることにつながっているかどうかについても検証することが適切と考えます。

【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】

30 仮に、NTT に対する研究の推進責務を撤廃するのであれば、リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念の顕在化を含め、総務省による適切且つ継続的な検証が必要と考えます。

また、検証した結果、懸念の顕在化等が認められる場合には、国が特定の重要事項に関する研究開発を NTT 持株会社等に命ずる等の措置が必要と考えます。

なお、IT 政策特別部会の第一次答申^{*}では、以下の内容が答申されていることから、仮に基盤的な研究開発が後退していることが認められた場合には、持株方式を採ることの疑義も生じることから、NTT の在り方についても改めて検討することが必要と考えます。

本審議会答申では、NTT を相互に資本関係のない長距離通信会社と 2 社の地域通信会社に再編成(いわゆる「完全資本分離型再編成」)することとされたが、昨年実施された NTT の再編成においては、主として以下のような理由から持株会社方式の下で、東・西 NTT を持株会社の 100%子会社とすることとされた。

(a) 再編後の NTT グループが個々の会社の財務に厳格に拘束されない形でのグループ運営(ファイナンス)を容易に行い得ること

(b) 多くの経費と要員を要する基盤的な研究開発のリソースをグループ全体として維持することに適していること

賛同の御意見として承ります。
 なお、「研究の成果が『低廉で多様』なサービスが利用できることにつながっているかどうかについても検証することが適切」とのソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の御意見や「国が特定の重要事項に関する研究開発を NTT 持株会社等に命ずる等の措置が必要」との KDDI 株式会社の御意見については、今後、総務省において継続的に検証を行っていく際の参考とすることが適切と考えます。

無

	<p>(c) 他方、持株会社方式の下でも独占的な地域通信部門と競争的な長距離部門を独立した会社とし、その間のファイアウォールを徹底させる措置等により、公正競争、グループ各社間の直接・間接競争、技術競争は最大限実現し得ると考えられること</p> <p>※IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について 第一次答申(2000年12月21日)</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】(一部再掲)</p>			
<p>意見3-1-5 NTTの研究の推進責務の撤廃には賛同するが、基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証する項目については慎重な議論が必要。検証に当たっては、事業者にとって過度な負担とならない検証方法とすることが必要。</p>		<p>考え方3-1-5</p>		
<p>31</p>	<p>「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申(案)」において、NTT法の研究の推進責務は「撤廃することが適当」とされたことについて、賛同いたします。</p> <p>当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして研究開発を実施してきており、これまでもIOWNやNTT版LLM「tsuzumi」等の研究開発に取り組んできたところです。</p> <p>今後も、さらなる成長に向け、IOWNやtsuzumi等の研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、推進責務の撤廃以降も、研究開発を継続的に推進していく考えです。</p> <p>加えて、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、国の研究機関や研究開発法人等に対する政府の支援・強化が必要であり、NTTとしても、今後とも、国等の研究開発に対して、共同研究や受託研究等を通じて積極的に協力・貢献していく考えです。</p> <p>なお、「リスクの高い基礎・基盤的研究が後退し、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれが認められるか否か」について、総務省殿による検証を行うとの考えが示されていますが、仮に検証を行う場合は以下の点に留意いただくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究開発成果の普及責務が撤廃され、柔軟かつ機動的なパートナーリングが可能となることを踏まえれば、研究テーマ・内容そのものを検証対象とすることは適当ではなく、検証項目については、慎重な議論が必要。 	<p>御意見は、今後、総務省において継続的に検証を行っていく際の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念について、検証を行うのであれば、例えば研究開発費の総額で検証する等の方法も考えられますが、その場合であっても短期的な金額の増減ではなく、長期的なスパンでの検証を行っていただくとともに、事業者にとって過度な負担とならない検証方法としていただくことが必要。 ➤ また、検証対象については、当社のみならず、他の電気通信事業者や国の研究機関、研究開発法人、大学等も含め、我が国全体の研究開発を対象として検証していくことが必要。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】(一部再掲)</p>			
意見3-1-6 NTT は引き続き、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を積極的に行うことが必要。		考え方3-1-6		
32	<p>電電公社から研究開発のノウハウや技術陣を引き継いだ NTT 持株殿による基礎・基盤的研究が、我が国における情報通信産業の発展に果たす役割は今後も重要であり、我が国の国際競争力強化を図る観点からも必要という点に賛同します。NTT 持株殿の研究開発推進責務廃止が、基礎・基盤的研究の後退につながることはあってはならないと考えます。</p> <p>この点、NTT 持株殿からは、研究開発責務の有無にかかわらず、今後も基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えが表明されましたが、将来的な経営者の交代等で見解が変わる可能性もあるため、NTT 持株殿が基礎・基盤的研究に積極的に取り組む方向性が維持されることが責務廃止の大前提であることを本一次答申案にも明記すべく、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】(赤字が修正箇所)</p> <p>ただし、研究の推進責務が撤廃された後、短期的利益を追求する株主の意見等により、リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念もあるが、この点については、NTT から、今後も、更なる成長に向け、IOWN 等の研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、研究の推進責務の有無にかかわらず、研究開発を継続的に推進していく考えとの表明があったことも踏まえ、NTT は引き続き、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を積極的に行うことを前提として、総務省において NTT の基礎・基盤的研究の推進を確保する手段の検討や、取組状況について継続的に検証していくことが適当である。</p>	<p>第一次答申(案)の P.15 にあるとおり、NTT から、研究の推進責務の有無にかかわらず、研究開発を継続的に推進していく考えとの表明があったことも踏まえ、NTT において、この考えに基づき、必要な取組を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>また、第一次答申(案)の P.16 にあるとおり、総務省において、NTT の取組状況を継続的に検証していくことが適当であり、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討が求められると考えます。</p>	無	

国際競争力強化に必要な取組

意見3-1-7 GAFAMのようなプラットフォーム事業者と電気通信事業者では事業構造や市場における事業者としての位置付けが明らかに異なることの記載がなく、現状の課題や目指すべき方向性を見誤らせるおそれがある。

考え方3-1-7

33 該当箇所の記載・図は、GAFAMを対比対象として、我が国の国内大手通信事業者の研究開発費が低い状況の問題視し新たな政策の必要性を示しているものとの理解ですが、通信政策特別委員会(第2回)における当社主張のとおり、GAFAMのようなプラットフォーム事業者と電気通信事業者では事業構造や市場における事業者としての位置付けが明らかに異なることの記載がなく、現状の課題や目指すべき方向性を見誤らせるおそれがあるため、以下のとおり修正すべきと考えます。

GAFAMのようなプラットフォーム事業者と我が国の電気通信事業者との間に事業構造等の差異がある点は御意見のとおりですが、修正意見の対象となる研究の推進責務の撤廃や産学官全体での研究開発の促進は、当該事業構造等の差異があることを理由に行うものではないため、原案のとおりとさせていただきます。

無

【p.14の修正案】(赤字が修正箇所)

【事業者等からの主な意見】

(我が国全体の研究開発)

・GAFAMを代表する海外のプラットフォーマーと電気通信事業者は事業構造に差異があり、真の国際競争力強化には積極的な設備投資・研究開発を推進する政策が重要

(研究の推進責務の撤廃)

※後略

【p.16の修正案】(赤字が修正箇所)

また、GAFAM等のグローバル企業の研究投資額規模や電気通信事業者の事業構造の差異、国家戦略である情報通信技術の基礎・基盤的研究の重要性を踏まえると、我が国全体の国際競争力強化には、一電気通信事業者のNTTだけでなく産学官全体で促進していくことが必要であり、総務省においては、国立研究開発法人であるNICTの強化に加え、情報通信分野における事業者、研究機関等に対する必要な委託研究等の予算支援の

	強化や研究開発投資の促進策等について検討する必要がある ²⁸ 。 【ソフトバンク株式会社】(一部再掲)		
意見3-1-8 情報通信分野における予算支援の強化や研究開発投資の促進策等について、早急に検討することが適当。		考え方3-1-8	
34	「研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し」に関してですが、広範な波及効果(外部経済)が期待できる基礎研究は民間事業者の自発性に依存すると過小均衡をもたらします。そのため、外部経済に対して適切に対応するための措置(民間研究への補助金供与、もしくは、国立研究開発法人の強化)をあわせて行う必要があります。基礎研究の遅れは我が国の国際競争力にとって大きなマイナス効果をもたらすこととなりますので、報告書に記されている「国立研究開発法人である NICT の強化に加え、情報通信分野における事業者、研究機関等に対する必要な委託研究等の予算支援の強化や研究開発投資の促進策等について検討」については、NTT 法の改正を待たずに早急に実施に移すことが適当です。 【個人(実積寿也 中央大学 総合政策学部 教授)】	賛同の御意見として承ります。	無

□ 第2節 研究成果の普及責務について

	意見	考え方	案の修正
NTT の研究成果の普及責務の撤廃			
意見3-2-1 NTT の研究成果の普及責務を撤廃することに賛同。		考え方3-2-1	
35	「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方第一次答申(案)」において、NTT 法の研究の普及責務は「撤廃することが適当」とされたことについて、賛同いたします。 研究開発の普及責務が撤廃されることで、柔軟なパートナーシップが可能となり、IOWN をはじめとした海外展開の加速が可能になると考えます。NTT が持つ世界トップクラスのソリューション力や世界第3位のデータセンター基盤と IOWN や tsuzumi といった研究開発を組み合わせて、様々なパートナーの皆さまと機動的に連携しながら、海外展開を進めていく考えです。	賛同の御意見として承ります。	無

	<p>なお、本答申(案)に記載されている運用見直し(2023年12月22日「日本電信電話株式会社等の研究成果の普及についての日本電信電話株式会社等に関する法律第3条の適用に関する考え方」)については、改正法が施行され普及責務が撤廃されるまでの間の運用見直しであり、普及責務の撤廃と同時に失効するものと認識しています。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】(一部再掲)</p>		
36	<p>国際競争力強化に向けて時代に即した NTT 法の改正として、研究成果の普及責務を撤廃することは適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
37	<p>本案では、国際競争力の強化を図る観点で、NTT法における研究の推進責務、並びに研究成果の普及責務の撤廃が提言されています。いずれの方向性も本委員会での検討結果として適当なものと考えます。(略)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 JTOWER】(再掲)</p>		
38	<p>研究開発分野においては、これまで、NTT の基礎研究が我が国の情報通信の発達に大きく貢献してきたと評価できます。ケーブルテレビにおいても光ファイバ、無線等の様々な分野でこれらの技術を活用したインフラ構築を行っています。</p> <p>情報通信産業は利用されている技術の進展が著しい分野であり、この技術進展に応じた制度の見直しは適宜行われるべきと考えます。</p> <p>この観点から「早期に結論が得られた下記事項について必要な制度整備を速やかに行うこと」※に賛同いたします。</p> <p>※(事務局注)第一次答申(案)の P.23にある以下の内容。</p> <p>① 研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し NTT 法の研究の推進責務及び研究成果の普及責務は撤廃する。</p> <p>② 外国人役員規制の見直し NTT 法の外国人役員規制は緩和※1する。</p> <p>※1 「代表者でないこと」と「役員の3分の1未満」に緩和することが適当と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
39	<p>NTT 法に定める公共的な役割は何ら変わることがないと考えておりますが、研究開発等</p>		

	<p>については時代に即した形での NTT 法の改正は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM 株式会社】(再掲)</p>		
意見3-2-2 NTT の研究成果の独占により、国内ネットワーク市場における公正競争上の懸念が生じる。		考え方3-2-2	
40	<p>競争の主戦場がネットワークから上位レイヤーに移行していることは事実ですが、このこととネットワークにおける競争において NTT による研究成果の独占が国内ネットワーク市場における公正競争上の弊害をもたらすことは別の議論と考えます。ただし、ネットワークにおいてどんなに優れた研究成果を独占しても、新技術が世界的に普及しない限りそれが大きな変化をもたらすものではなく、その場合には NTT が研究成果を独占したところで市場には影響はないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>第一次答申(案)の P.19 にあるとおり、ネットワーク機器が電話時代のように NTT 仕様の特注設備ではなく、グローバルベンダーの開発・製造する汎用品が主流を占めていることなど、NTT の研究成果に基づいた製品だけでなく、市中技術を元にした製品も多く用いられていること、競争の主戦場がネットワークから上位レイヤーに移行していること等を踏まえると、NTT による研究成果の独占が、直ちに国内市場における公正競争上重大な弊害を生じさせる可能性は低下していると考えます。</p> <p>なお、第一次答申(案)では、公正競争の確保の在り方については、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、公正競争に関する御意見については、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無
41	<p>当答申案では、NTT法の定める研究成果の普及責務については、「研究成果の普及責務について原則開示とする運用は、我が国の国際競争力強化や経済安全保障の観点から見直す必要性があり、これを見直したとしても、国内市場の公正競争に重大な弊害が生じる可能性は低下している」「国際競争力の強化や経済安全保障等に留意した上で(中略)NTT法の研究成果の普及責務は、撤廃することが適当である」としているところ、当該検討にあたり答申案中で具体的に例示されている研究開発については、NTTの掲げるIOWN構想のみである。</p> <p>IOWNは、多くのサービスを支える基礎・基盤的技術であると考えられるが、このような基盤の普及にあたっては、各種サービスを提供する上位レイヤーのプラットフォーム等に利用されるのみならず、それを活用してサービスを開発・提供する多くの電気通信事業者に利用されることが重要である。仮に、研究成果の普及責務の撤廃が、NTTと直接競争関係のない上位レイヤーのプラットフォーム等のみを選択的に利することになり、時にNTTと競争関係となることのある他の電気通信事業者が要望しても研究成果が秘匿されるようなことが生じるならば、これは即ちNTT東西やNTTドコモが優先的に、かつ排他的に技術を活用して市場支配力を強化することで公正競争環境が歪められることであり、断じて回避する必要がある。</p> <p>本答申案にあるとおり、ネットワーク機器においてはグローバルベンダーの開発・製造する</p>		

	<p>汎用品が主流を占めつつあるなどの環境変化は認めつつも、NTTの研究開発活動が競争政策に及ぼす影響について定期的に検証を行い、必要に応じて指定電気通信設備制度の枠組みにおいて所要の措置を講じるなど、競争セーフガード制度の円滑な運用に努めるべきである。</p> <p>また、今後の検討においては、現在のNGNや4G/5Gに代わる次世代の基盤的技術においても、広く電気通信事業者が多様かつ低廉なサービスを提供できる公正競争の実現に向けてより一層の取り組みを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
--	---	--	--

□ 第3節 外国人役員規制について

	意見	考え方	案の修正
外国人役員規制			
意見3-3-1 外国人役員規制の緩和に賛同。		考え方3-3-1	
42	<p>外国人役員規制に関して、第一次答申(案)において「緩和することが適当」とされたことは当社の機動的な経営に資すると考えています(略)。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
43	<p>国際競争力強化に向けて時代に即した NTT 法の改正として、NTT 法の外国人役員規制を緩和(「代表者でないこと」と「役員の3分の1未満」に緩和)することは適当と考えます。</p> <p>ただし、NTT は日本の通信産業の維持・発展の重要な基盤となる「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」を有しており、一定の制約は引き続き必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
44	<p>研究開発分野においては、これまで、NTT の基礎研究が我が国の情報通信の発達に大きく貢献してきたと評価できます。ケーブルテレビにおいても光ファイバ、無線等の様々な分野でこれらの技術を活用したインフラ構築を行っています。</p> <p>情報通信産業は利用されている技術の進展が著しい分野であり、この技術進展に応じた制度の見直しは適宜行われるべきと考えます。</p> <p>この観点から「早期に結論が得られた下記事項について必要な制度整備を速やかに行うこと」*に賛同いたします。</p>		

	<p>※(事務局注)第一次答申(案)のP.23にある以下の内容。</p> <p>① 研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し NTT法の研究の推進責務及び研究成果の普及責務は撤廃する。</p> <p>② 外国人役員規制の見直し NTT法の外国人役員規制は緩和※1する。</p> <p>※1 「代表者でないこと」と「役員3分の1未満」に緩和することが適当と考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
45	<p>「外国人役員規制の見直し」については「代表者でないこと」と「役員3分の1未満」という制約の付加が予定されており、さらに総務大臣の監督権限を定めるNTT法第16条、NTTからの報告義務を定めるNTT法17条、さらに経済安全保障推進法等の存在を考えれば、特段の問題はないと考えますので特に異論はありません。</p> <p style="text-align: center;">【個人(実積寿也 中央大学 総合政策学部 教授)】</p>		
意見3-3-2 外国人役員規制の緩和に反対。		考え方3-3-2	
46	<p>外国人役員規制の見直しについては「代表者でないこと」と「役員3分の1未満」に緩和するというものですが、</p> <p>「NTTグループ従業員34万人中、15万人が外国人である中で、外国人役員の登用禁止により、グローバルかつ多様な視点でのマネジメントができず、どんなに業績を上げても持株の役員に登用することはできないため、モチベーション低下に繋がっている」という意見については、社員の半数近くが日本人でないことが脅威です。この実態自体が、通信産業の安全保障の観点から問題だと考えられますが、さらに役員も外国人OKとするのはさらに日本の通信産業の安全保障を脅かすもので、反対です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第一次答申(案)のP.22にあるとおり、外国人役員を認めることは、グローバルかつ多様な観点での経営を可能とし、国際展開の更なる強化につながるなどの利点があると考えます。</p> <p>また、外国人役員規制の緩和によるリスクに関する御指摘については、外国の影響力に対して業務の自主性を確保するための最低限の規律として、航空法など他法の規律を参考に、「代表者であること」と「役員3分の1以上を占めること」について禁止することで対応することが適当と考えます。</p>	無
意見3-3-3 外国人役員規制について、緩和することが適当とされたことはNTTの機動的な経営に資すると考えるが、当該規制については、外資規制と同様、我が国の経済安全保障の観点から、主要通信事業者全体を対象として議論していくことが必要。		考え方3-3-3	
47	(略)	第一次答申(案)では、NTT以外の主要事業者に対する外国	無

	<p>したがって、当該規制(※事務局注:外国人役員規制)のさらなる緩和や撤廃に向けて今後議論していく際は、当該規制については、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべきと考えます。</p> <p>なお、当該規制は、1992年に外資規制(総量規制)を1/5未満まで緩和した際に、外国からの影響力に対してNTTの経営の自主性を確保する観点から設けられたものであると認識しており、この点からも外資規制のあり方とあわせて検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】(一部再掲)</p>	<p>人役員規制については、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	
<p>意見3-3-4 外国人役員規制を緩和する場合においても、それに伴い特別な資産が毀損したり、基幹的電気通信事業者としての役割を果たせなくなったりすることが決してあってはならず、最低限、緩和の影響は継続的に検証することが必要。</p>		<p>考え方3-3-4</p>	
<p>48</p>	<p>外国人役員規制について、航空法など他法の規律を参考に、最低限の規律として「代表者でないこと」と「役員3分の1未満」に緩和することが適当とされていますが、前述のとおり、我が国の電気通信の適切かつ安定的な提供のためにも、特別な資産の適切な維持・運用が今後も必要である点を十分に認識している人物を役員に任命することが必要と考えます。したがって、仮に当該規制を緩和する場合においても、それに伴い特別な資産が毀損したり、基幹的電気通信事業者としての役割を果たせなくなったりすることが決してあってはならず、最低限、緩和の影響は継続的に検証することが必要と考えます。</p> <p>したがって、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】(赤字が修正箇所)</p> <p>具体的には、取締役会の決議及び監査役会の決議において、外国からの影響力に対して業務の自主性を確保するための最低限の規律として、航空法など他法の規律を参考に、「代表者でないこと」や「役員3分の1未満」に緩和することが適当と考えられる。</p> <p style="color: red;">この場合、総務省においては、外国人役員規制の緩和の効果について継続的に検証していくことが適当である。その結果、基幹的電気通信事業者としての役割を担うことに重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討が求められる。</p>	<p>御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

その他			
意見3-3-5 引用法令の法令番号等を記載すべき。		考え方3-3-5	
49	<ul style="list-style-type: none"> ・21ページの脚注35の「第18条の2」は「第18条の2第2項」のほうがよい。 ・22ページの脚注37の「会社法」の法令番号を記載したほうがよい。他の箇所の例と同様に。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>脚注 35(P.21)及び脚注 37(P.22)について、御指摘の修正意見を踏まえ、修文させていただきます。</p>	有

□ 第4節 今後総務省において実施すべき事項

	意見	考え方	案の修正
法制化等に向けた具体的作業			
意見3-4-1 情報通信産業における技術進展に応じた制度の見直しは適宜行われるべきであり、早期に結論が得られた事項について必要な制度整備を速やかに行うことが適当。		考え方3-4-1	
50	<p>研究開発分野においては、これまで、NTT の基礎研究が我が国の情報通信の発達に大きく貢献してきたと評価できます。ケーブルテレビにおいても光ファイバ、無線等の様々な分野でこれらの技術を活用したインフラ構築を行っています。</p> <p>情報通信産業は利用されている技術の進展が著しい分野であり、この技術進展に応じた制度の見直しは適宜行われるべきと考えます。</p> <p>この観点から「早期に結論が得られた下記事項について必要な制度整備を速やかに行うこと」※に賛同いたします。</p> <p>※(事務局注)第一次答申(案)の P.23にある以下の内容。</p> <p>① 研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し NTT 法の研究の推進責務及び研究成果の普及責務は撤廃する。</p> <p>② 外国人役員規制の見直し NTT 法の外国人役員規制は緩和※1する。</p> <p>※1 「代表者でないこと」と「役員の3分の1未満」に緩和することが適当と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
その他早急に見直すべき事項			
意見3-4-2 NTT の社名変更、剰余金処分及び役員選解任の認可については、先行して制度見直しを進めることが適当。		考え方3-4-2	
51	<p>「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、自社で社名を変更・決定できるようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	御意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 なお、各種事項の見直しに当たっては、その趣旨に留意するとともに、また、第一次答申(案)の P.23 にあるとおり、法形式については、まずは時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討	有
52	社名変更については NTT 法を維持したままで実施できるよう取り扱いを検討可能と考えま	いては、まずは時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討	

	<p>す。剰余金の処分方法については、今後総務省において検討し透明性の確保に努めるようお願いしたいと存じます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>を進め、その上で必要な規律を適切かつ確実に担保するための法形式について検討することが求められると考えます。</p>	
53	<p>NTT の社名変更や NTT 持株の剰余金処分の認可については、公正競争確保に支障を生じないことを前提に、必要な措置を講ずることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>【修正】(赤字が修正箇所) 第一次答申(案) P.23</p>	
54	<p>効率的かつ機動的な事業運営の妨げとなっていることから、各種認可事項・届出事項については見直していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員選解任(新株発行、定款変更、剰余金処分も同様)については、株主総会で決議したにも関わらず、総務大臣が認可して初めて発効する形となっている <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>なお、その他早急に見直すべき事項^{*2}があれば、必要な措置を速やかに講ずることが適当である。</p>	
55	<p>NTT 持株及び NTT 東西殿の社名変更や NTT 持株殿の剰余金処分の認可について法制化に向けた検討を実施することに現時点で異論はありませんが、特に前者においては NTT 持株殿の社名は法律名にも用いられていることから、同社の社名変更を可能とした場合、本件の対応が制約となり自ずと法形式の在り方に影響を及ぼす(例えば現行 NTT 法を必ず廃止するプロセスが必要になる等)ことを懸念します。</p> <p>仮にそのような制約が生じるのであれば、当該制度整備を契機として NTT 法の廃止の方向性が既成事実化されるおそれがあることから、今回のタイミングで先行して社名変更の許容に向けた措置を講ずることは適切でないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】(再掲)</p>	<p>※2 委員会において、NTT の社名変更や、NTT 持株の剰余金処分の認可の撤廃や役員選解任の認可の緩和を対象とすることが適当である。などを対象に検討することについて、委員から意見があった。</p>	
56	<p>(略)セーフガードが存在するのであれば、論点整理(案)中に論点 14 として記載されているもののうち、「社名の変更」、「会社の取締役及び監査役の選任及び解任」(NTT 法第 10 条第 2 項関連)、「NTT 持株の剰余金処分」(NTT 法第 11 条第 1 項関連)についても同様に先行して制度の見直しを進めることは適当であろうと考えられます。ただし、NTT 法第 16 条等によるセーフガードについては事後的な是正措置であるため、事業者にとっては一旦終了した取引が取り消される可能性という不確実性に直面することになり、事前審査に服する現在よりもむしろ取引コストが嵩む可能性があることには留意する必要があります。事後的な是正措置の運用については透明性を確保しつつ慎重に行うことが適切です。</p>		

	<p>加えて、社名変更については、消費者や取引先の混乱や、旧社名をつかった詐欺行為の頻発が予想されるため、移行措置について十分な手当がなされることを期待します。</p> <p>【個人(実積寿也 中央大学 総合政策学部 教授)】</p>		
意見3-4-3 NTT 法を見直す場合には、国際競争力の強化の観点も含め、適切かつ継続的な検証が必要。		考え方3-4-3	
57	<p>今回の NTT 法改正の目的が国際競争力の強化であれば、法改正の効果について、総務省による適切かつ継続的な検証が必要と考えます。</p> <p>なお、NTT 法の在り方を含めた政策の方向性を検討するに当たっては、NTT 法と NTT グループの国際競争力との関係のみならず、公正競争や安全保障等への影響についても考慮すべきであり、NTT 法を見直す場合にはあらゆる観点から総務省による適切かつ継続的な検証が必要です。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	御意見のとおり、今回の第一次答申(案)を踏まえて、NTT 法の改正を行う場合は、総務省において、適切かつ継続的な検証を行うことが適当と考えます。	無
今後の検討に当たって留意すべき事項			
総論			
意見3-4-4 NTT 法の在り方を議論するに当たっては、情報通信市場の環境変化等を踏まえ、将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論していくことが重要。		考え方3-4-4	
58	<p>NTT 法制定時(40 年前)と現在では、インターネットや携帯電話、アプリ等が主流となり、海外プラットフォームを含めたグローバルな競争が進展する等、技術の進歩とともに、情報通信市場の環境は大きく変化しています。</p> <p><サービス></p> <p>NTT 法制定時 :電話が中心(固定電話:4,530 万契約)</p> <p>現在 :インターネット・モバイル・SNS・アプリが中心 (携帯電話:2.1 億、LINE:9,500 万、NTT 東西の加入電話等:1,354 万)</p> <p><シェア></p> <p>NTT 法制定時 :固定電話 NTT 独占</p> <p>現在 :携帯電話 ドコモ 35.2%、KDDI26.9%、ソフトバンク 20.6%、楽天 2.4%、MVNO14.8%</p>	<p>第一次答申(案)の第1章第2節では、検討の基本的方向性を整理し、その中の通信政策として確保すべき事項は、御意見の趣旨を含むものと考えていますが、国民の利便性向上等を目的に議論することが重要である点は御意見のとおりと考えます。</p> <p>なお、第一次答申(案)では、ユニバーサルサービスの在り方について、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、御意見は、その検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、国全体の研究開発能力の確保・強化については、賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p style="text-align: center;">FTTH NTT 東西 59.0%</p> <p><技術> NTT 法制定時 :アナログ固定網・交換機(国内メーカー独占) 現在 :インターネット網・ルータ(シスコ等海外メーカー中心)</p> <p><環境> NTT 法制定時:国内での競争導入(NCC 参入) 現在 :GAFAM がグローバルに事業展開(海底ケーブル・通信レイヤー等への参入)、経済安全保障の重要性の高まり</p> <p>上記のように市場の環境が大きく変化する一方で、電話の時代に制定された規制・ルールは変わっておらず、NTT 法の規律は時代に合わなくなってきています。また、市場の変化に加え、関係法制度の充実(電気通信事業法による固定電話やブロードバンドのユニバーサルサービスの規定追加や、光ファイバ等の公正競争確保施策の強化等)が図られていることや、アメリカやカナダは特殊法人法がそもそも存在せず、オーストラリアを除く主要諸外国(イギリス、フランス、ドイツ、韓国)は約 20 年前に特殊法人法から事業法へとシフトしていることを踏まえて、NTT 法のあり方を検討する必要があると考えます。</p> <p>NTT 法のあり方を議論するにあたっては、将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論していくことが重要であり、当社としては、それらに向けて、NTT 法の責務を見直し、以下を実現していくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国民の利便性向上のためには、従来の固定電話だけでなく、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立することが重要。そのうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線(モバイル)やNTN(HAPS・衛星)等の手段を用いて、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを実現。 ➤ 研究開発推進責務・普及責務の撤廃による IOWN 等の研究開発成果を活用した国際競争力・産業力強化を実現するとともに、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けて、国の研究機関や研究開発法人等に対する政府の支援・強化を実現。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	
意見3-4-5 NTT 東西が保有する「特別な資産」は、あらゆる電気通信サービスが依存せざる	考え方3-4-5	

を得ないものであり、今後はその前提で検討を進めるべき。			
59	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」)殿が独占的に保有している電電公社から承継した線路敷設基盤とそれを活用し全国整備した光ファイバ網(以下、「特別な資産」)は、宅地整理・開発などが済んだ現代において、今後民間事業者が実現し得ない規模感で構築されており、我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線問わず依存せざるを得ない構造にあります。</p> <p>このような構造にあることを踏まえれば、我が国の電気通信の適切かつ安定的な提供のためにも、特別な資産の適切な維持・運用が今後必要であり、今後その前提で検討を進めるべきです。</p> <p>本一次答申案とそれに続く法制度検討においても上記の視座を踏まえることが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>第一次答申(案)では、ユニバーサルサービスや公正競争の確保の在り方等について、今後更に検討を深めていくべき事項としているところ、御意見にある「特別な資産」については、これらの事項に関係するため、御意見は、これらの事項の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無
ユニバーサルサービスの在り方			
意見3-4-6 第一次答申(案)の内容は提案を踏まえたものであり、適当。		考え方3-4-6	
60	<p>答申案について、長崎県として提案した内容を踏まえたものとなり、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【長崎県】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
意見3-4-7 今後のユニバーサルサービスは、固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立し、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、無線も用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとし、国民生活をより一層向上していくことが必要。		考え方3-4-7	
61	<p>■ユニバーサルサービス責務の確保のあり方</p> <p>当社としては、メタル設備を用いた固定電話(加入電話・ISDN 等)の利用の減少や赤字拡大を踏まえれば、将来にわたってメタル設備を用いた固定電話を継続することは現実的ではないと考えており、今後も NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについては見直しが必要と考えます。なお、NTT 東西は、光設備を用いた固定電話(ひかり電話等)は引き続き提供していく考えです。</p> <p>今後のユニバーサルサービスは、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえ</p>	<p>第一次答申(案)では、ユニバーサルサービスの在り方について、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、御意見は、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無

で、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線(モバイル)やNTN(HAPS・衛星)等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現し、国民生活をより一層向上していくことが必要と考えます。

このため、電気通信事業法において、固定電話とブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度を統合したうえで、ラストリゾート責務については、各地域で最も適した事業者を指定し退出規制を設ける仕組みが必要と考えます。

ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、下記条件を整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担っていく考えです。

(必要な条件)

- ・必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
- ・無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等

例えば、NTT西日本の光回線の設備シェアが4割を下回っている地域もあることや、構造上新たに光サービスが提供できない建物も存在すること、さらには今後メタル設備を縮退していくこと等を踏まえると、NTT東西がラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要と考えます。

また、契約数が減少し、効率性が悪化するメタル設備を引き続き全国一律で維持していくためには多大なコストが必要となり、次世代に向けたインフラ高度化等の投資が進まなくなる虞もあることから、なるべく早期に上述の新たなユニバーサルサービス制度を確立していくとともに、メタル設備を段階的に縮小しつつ電話サービスを継続的に提供していくことが可能な仕組みを構築することが必要と考えます。

なお、総務省 情報通信審議会の「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての一次答申(2000年)・最終答申(2002年)」においても、「法第3条において、NTT3社に限ってユニバーサルサービス提供事業者と位置付ける制度から、電気通信事業法において、他の事業者も含めてユニバーサルサービス提供事業者となり得る制度へと移行していくことが適当」、「この場合、(中略)電気通信事業法におけるユニバーサル

	<p>サービス確保の新たな枠組みが導入されれば、NTT 法におけるユニバーサルサービス確保の責務規定は必ずしも必要なくなる」、「将来的に当該責務規定が廃止される段階に至った場合には、一の適格電気通信事業者のみ存在している地域については、(中略)退出規制を設けることについても検討する必要がある」等の提言が行われており、今後、こうした観点で新たなユニバーサルサービス制度の検討が進んでいくべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
意見3-4-8 NTT 東西におけるユニバーサルサービスの提供を効率化するために、自己設備設置義務等の見直しが必要。		考え方3-4-8	
<p>62</p>	<p>■ 自己設置義務等</p> <p>他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中(例えば、モバイルでは基地局等の共用化が進展中)、NTT 東西には、「自ら設置する電気通信設備を用いて」業務を営む義務があり、設備シェアリングによる効率化を図れないため、自己設置義務等の見直しが必要と考えます。</p> <p>また、「ユニバーサルサービス責務の確保のあり方」で述べたとおり、NTT 東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>第一次答申(案)では、御意見にある「自己設置義務」については、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、御意見は、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
公正な競争の確保			
意見3-4-9 今後の検討に当たっては、公正な競争環境の確保の観点が重要。また、アクセス部門の分離は、設備競争の減退を招くため、不適切。		考え方3-4-9	
<p>63</p>	<p>この点、仮に、NTT 東西殿の光ファイバを含むアクセス網が資本分離され、アクセス網を承継するアクセス会社が設立された場合、地域の小規模な事業者の淘汰に繋がることも想定され、設備競争が減退し、中長期的には料金の高止まりやサービスの均一化、インフラの脆弱化など、国民へ不利益を及ぼすおそれがあるものと想定しております。</p> <p>今後も引き続き、情報通信インフラのあまねくエリア展開や料金の低廉化、高い信頼性・ダイバーシティの確保を推進していくために、様々な事業者による設備競争が公正に機能する</p>	<p>第一次答申(案)では、公正競争確保の在り方について、今後更に検討を深めていくべき事項としており、その中で NTT 東西のアクセス部門の資本分離等も論点とされているため、御意見は、それらの検討の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	環境が確保されることが必要不可欠と考えます。 【株式会社オプテージ】		
64	仮に、NTT 東西のアクセス部門が資本分離され、アクセス光インフラ設備事業者が設立された場合には、地域の事業者が淘汰される恐れがあります。そうなると設備競争が減退し、設備利用料金が下方硬直的になり、ひいては最終利用者の料金の高止まりやサービスの均一化、インフラの脆弱化など、国民へ不利益を及ぼすおそれがあるものと想定しております。 今後も引き続き、様々な事業者による設備競争が公正に機能する環境が確保されることが必要不可欠と考えますので、NTT 東西の光ファイバ等を含むアクセス部門の資本分離やNTT 東西が一体となった運営、また NTT 東西が保有する光ファイバを国有化し事業者へ運営を委託することは行われるべきではないと考えます。 【株式会社 STNet】		
意見3-4-10 今後の検討に当たっては、公正な競争環境の確保に配慮することが必要。		考え方3-4-10	
65	NTT の経営の自由度を高める法改正については、NTT の独占回帰を進め、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があると考えます。 【株式会社エネコム】	第一次答申(案)では、検討の基本的方向性の中の「通信政策として確保すべき事項」の一つとして、「低廉で多様なサービスが利用できる(事業者間の公正競争の確保)」を挙げており、御意見を踏まえたものとなっておりますが、今後の検討に当たっては、公正競争の確保にも配慮することが必要である点は御意見のとおりと考えます。	無
66	目指すべき情報インフラの将来像の実現に向けて、NTT 法の在り方を含めた通信政策の方向性を検討することには賛同いたします。 しかしながら、NTT 東西が電電公社より承継した全国規模の資産を活用してサービス提供していることを踏まえると、NTT 東西と他の事業者間での公正な競争環境を確保することが極めて重要であることから、NTT 法の「廃止」には反対します。 加えてNTT 法の見直しにあたっては、より慎重な政策議論を要望いたします。 また、NTT 法の見直しについては、NTT 東西の業務範囲の拡大や統合等により、NTT 東西の市場支配力が高まることとなった場合、地域の小規模な事業者が淘汰され、その結果として料金の高止まりやサービスの均一化を招き、国民の利益や利便性を損ねる可能性が高いと考えることから、事業者間の公正競争への影響に十分に留意いただくことを要望いたします。 【北海道総合通信網株式会社】		
67	国民生活・経済活動を支える基盤である情報通信インフラの将来像の実現に向けて、		

	<p>NTT 法の在り方を含めた政策の方向性を検討することは重要と考えます。</p> <p>一方、NTT 東西が電電公社より承継した全国規模の資産を活用してサービス提供していることを踏まえると、NTT 東西と他の事業者間との公正な競争環境を確保することは重要であることから、廃止を含む NTT 法の在り方の見直しについては慎重な政策議論をおこなうことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【北陸通信ネットワーク株式会社】</p>		
68	<p>我が国が目指すべき国民生活向上や経済活性化、国際競争力強化等につながる情報通信インフラの将来像の実現に向けて、NTT 法の在り方等を含めた通信政策の方向性を検討することは重要と考えます。</p> <p>一方、NTT 東西殿が電電公社より承継した全国規模のアセットを活用してサービスを提供していることを鑑みると、NTT 東西殿と他の事業者間での公正な競争環境を確保することが引き続き必要であることから、NTT 法の「廃止」ありきではなく、これまで NTT 法によって守られてきた法益を踏まえ、あるべき法体系とその実現手段を明確にすることが必要不可欠だと考えます。そのために、総務省殿においては十分な時間を確保いただいた上で、競争事業者等の意見を汲み上げていただき、慎重にご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>なお、NTT 法の見直しについては、NTT 東西殿の業務範囲の拡大や統合等により、NTT 東西殿の競争力が高まることとなった場合、地域の小規模な事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利便を損ねる可能性があると考え、公正競争への影響に十分に留意いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
69	<p>通信政策特別委員会においては、引き続き、「低廉で多様」なサービスが利用できる(事業者間の公正競争の確保)ことを基本として、公正競争が確保され、特定の事業者が優遇されることのないよう、適切な政策の在り方についてご議論いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
70	<p>通信政策特別委員会において関係制度の検討を深めることと合わせて、総務省においては、市場環境の変化を踏まえた事業者間の公正競争を確保し、より一層の「低廉で多様」なサービスが利用できるようにするため、接続料の在り方などについて時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進めることが適当と考えます。</p>		

		【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	
意見3-4-11 NTT 東西は、今後も関係法令を遵守し、他事業者に対して公平にネットワーク提供等を行う考え。		考え方3-4-11	
71	<p>■公正競争環境の確保について</p> <p>公正競争条件は、NTT 法ではなく、電気通信事業法で規定されており、引き続き、NTT 東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく考えです。</p> <p>NTT 東西は、様々な事業者にネットワーク提供を行っており、接続では NTT 東西それぞれ 100 社以上、卸では NTT 東西それぞれ 600 社以上の事業者と取引をさせていただいています。NTT 東西にとって、引き続き様々な事業者との取引を継続・拡大していくことが重要であり、その点からも特定の事業者ではなく、すべての事業者に対して公平にネットワーク提供を行っていくことが必要と考えています。</p> <p>なお、当社として、NTT 東西と NTT ドコモを統合する考えはありませんが、担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法で NTT 東西の移動体通信事業・ISP 事業への進出禁止や NTT 東西と NTT ドコモの統合禁止を規定していただいで構いません。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>第一次答申(案)では、公正競争の在り方について、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、御意見は、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無
意見3-4-12 NTT 持株及び NTT 東西の業務範囲の見直しを要望。		考え方3-4-12	
72	<p>■持株の業務範囲規制</p> <p>持株会社の業務範囲が、NTT 法により「株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、研究」に限定されているため、国際事業は今後の主力事業であるにも関わらず、定款に記載できず、「その他の援助」の位置づけとなっています。</p> <p>研究所が持株会社に属しているにも関わらず、NTT 法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあります。</p> <p>そのため、NTT 持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能とさせていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>第一次答申(案)では、NTT 東西や NTT 持株の業務範囲を含めた公正競争の確保の在り方については、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、御意見は、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無
73	<p>■東西の業務範囲規制</p>		

	<p>NTT 東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTN マイグレにより、固定電話においても県内・県間の区別がなくなっていることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっていることから、見直すべきと考えます。</p> <p>また、地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT 東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう業務範囲規制を見直していただきたいと考えます。</p> <p>(例) 漁業の地域創生の場合、NTT 東西は、漁業に関連する通信システム(遠隔水温センサー等)を提供することはできるが、非通信の分野(養殖施設の構築や養殖指導等)を含めたトータルな貢献ができない</p> <p>NTT 東西として、移動体事業への進出や ISP 事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはありませんが、これらについて担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法で NTT 東西の移動体通信事業・ISP 事業への進出禁止や NTT 東西と NTT ドコモとの統合禁止を規定していただいて構いません。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>			
74	<p>■東西統合</p> <p>NTT 東西分社時(1999 年)から、市場の環境は大きく変化しており、かつての NTT 東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話(加入電話・ISDN等)は赤字が拡大し、さらに光サービスの純増についても今後の大幅な拡大は見込めなくなっています。</p> <p>こうした中で、NTT 東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要となってきます。</p> <p>上記を踏まえ、将来的に経営の必要に応じて NTT 東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>			
外資等規制				
意見3-4-13 外資規制については、主要通信事業者全体を対象とした仕組みを検討すべき。		考え方3-4-13		
75	<p>■外資規制について</p> <p>NTT 法制定時は NTT の固定電話が独占していましたが、現在は、東西の固定電話は約</p>	<p>第一次答申(案)では、NTT 以外の主要事業者に対する外資規制について、今後更に検討を深めていくべき事項としているため、</p>	無	

	<p>1,350 万契約に対してモバイル通信は約 2.1 億契約となっており、そのモバイル通信についても、各社のシェアは、ドコモ 35.2%、KDDI26.9%、ソフトバンク 20.6%、楽天 2.4%、MVNO14.8% (2023 年 9 月末時点) です。</p> <p>モバイル事業者が、NTT 東西の基盤設備 (電柱等) や光ファイバを利用する例はありますが、モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約 2.1 億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない虞があります。</p> <p>現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例も発生しており、経済安全保障の観点からは、NTT 法で当社だけを守っても無意味であり、外為法に限らず、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>御意見は、その検討の際の参考とさせていただきます。</p>	
<p>法形式</p>			
<p>意見3-4-14 NTT 法を含む関係制度の在り方については、時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進め、その上で法形式について検討を行うべき。</p>		<p>考え方3-4-14</p>	
<p>76</p>	<p>1985 年 4 月通信自由化以降、電気通信事業法と NTT 法によって事業者間の公正な競争が確保され「低廉で多様」なサービスが提供されている現状を踏まえ、くれぐれも制度的な空白を生むことのないよう、あるべき法体系とその具体的な実現手段について、より慎重な論議、検討が必要と考えます。</p> <p>このため、今後更に検討を深めていくべき事項とされている論点整理 (案) が具体的に検討される前に、期限を定めて法体系やその具体的な実現手段等の結論を導くことは極めて不適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道総合通信網株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>77</p>	<p>今後更に検討を深めていくべき事項について、慎重に検討するとともに、事業者間の公正な競争環境に制度的な空白を生むことのないよう、まずは時代に即した必要な法律の在り方を先行して検討を進め、その上で必要な法律を適切かつ確実に担保するための法形式について検討を実施することに賛同いたします。</p> <p>今後更に検討を深めていくべき事項とされている論点整理 (案) が具体的に検討される前</p>		

	<p>に、期限を定めて法体系やその具体的な実現手段等の結論を導くことは極めて不適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道総合通信網株式会社】</p>		
78	<p>電気通信事業法と NTT 法によって事業者間の公正な競争が確保されている現状を踏まえ、制度的な空白を生むことのないよう、あるべき法体系とその具体的な実現手段を検討することが重要と考えます。</p> <p>今後更に検討を深めていくべき事項とされている論点整理(案)が具体的に検討される前に、期限を定めて法体系やその具体的な実現手段等の結論が導かれることは不適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北陸通信ネットワーク株式会社】</p>		
意見3-4-15 改正法案の附則等に「2025年を目途に NTT 法を廃止」と明記すべきではない。		考え方3-4-15	
79	<p>「2030 年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」の実現に向け、今後の通信政策のあり方を検討するにあたっては、これまで「日本電信電話株式会社等に関する法律」(以下、「NTT 法」という。)によって守られてきた法益としてのユニバーサルサービスの確保(「あまねく提供責務(全世帯への提供)」及び「ラストリゾート責務(撤退の禁止)」)、公正競争を担保させるための事業領域規制等の意義を踏まえ、あるべき法制度とその実現手段を丁寧に議論すべきであると考えます。</p> <p>「今後更に検討を深めていくべき事項」として、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理(案)」について、ひきつづき総務省審議会において検討が進展することと理解しております。一方で、2023 年 12 月 5 日に自由民主党より公表された「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する提言においては、2024 年に NTT 法を一部改正する中で NTT 法を廃止するための措置を講ずる旨を附則に明記すること、所要の法改正等の措置を講じ次第 2025 年を目途に NTT 法を廃止することが提言されています。</p> <p>総務省審議会において十分に議論がなされ、一定の方向性が取りまとめられた研究成果の普及責務や外国人役員規制の見直し等、早急に見直すべき事項については 2024 年に NTT 法を一部改正することに異論はありませんが、ユニバーサルサービス責務や公正競争、安全保障等の国民生活に影響する重要な NTT 法の規律についての検討が十分に尽くされない段階で予め期限を定め、附則等に「2025 年を目途に NTT 法を廃止」を明記するような</p>	<p>御意見は、総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、第一次答申(案)の P.23 にあるとおり、総務省において、今後更に検討を深めていくべき事項の検討の結果等を踏まえつつ、まずは時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進め、その上で必要な規律を適切かつ確実に担保するための法形式について検討を行うことが求められると考えます。</p>	無

	<p>法改正はすべきではないと考えます。※</p> <p>※参考資料:NTT 法の見直しに関する 181 者の意見表明 (総務省事務局注:KDDI 報道発表資料(2023 年 12 月 4 日) https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2023/12/04/7114.html)</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
80	<p>NTT 法の規定の在り方については、我が国の情報通信産業の在り方に大きな影響を与えるものと考えます。「その他早急に見直されるべき事項」についても、特に、改正法案の中で、NTT 法の廃止の是非や時期の記載が行われることについては慎重であるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
81	<p>本一次答申案においては、NTT 法廃止ありきで取り扱われるものではないと理解しております。今後の通信政策のあり方の検討にあたっては、これまで NTT 法によって守られてきた法益を踏まえ、あるべき法体系とその実現手段を検討すべき必要があると考えます。今後検討が行なわれる予定の論点整理(案)の前に、期限を定めて法体系とその実現手段の結論を導くことは極めて不適切であります。例えば改正法案の附則等に『2025 年を目途に NTT 法を廃止』と明記すべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
82	<p>情報通信インフラの将来像の実現に向けて、NTT 法の在り方等を含めた通信政策の方向性を検討することは重要と考えます。</p> <p>一方で、今後の通信政策の在り方の検討にあたっては、これまで NTT 法により、公正な競争環境を確保しているなど法益を踏まえ、あるべき法体系とその実現手段を検討すべきと考えます。</p> <p>ついでに、今後の検討とされている論点整理(案)が検討される前に、期限を定めて法体系とその実現手段の結論を導くことは極めて不適切であり、例えば改正法案の附則等に「2025 年を目途に NTT 法を廃止」と明記すべきでなく、より慎重な政策議論を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社トークネット】</p>	
83	<p>「2030 年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」の実現に向けては、そのために必要な時代に即した規律の在り方を政策論として先に検討し、その検討が着地点を見出した段</p>	

	<p>階で、現行の法形式が適切か否かの検討を行うという手順を踏むべきです。</p> <p>2024年12月5日に自由民主党より公表された「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する提言(以下、「自民党提言」)においては、第1ステップ(2024年の通常国会で対応)として日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」)を廃止するための措置を講ずる旨を附則に明記すること、第2ステップ(2025年の通常国会を目途に対応)として所要の法改正等の措置を講じ次第NTT法を廃止することが提言されていますが、これらはまさに法形式に関する内容です。</p> <p>したがって、現時点で「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」実現のために検討すべき論点に関する検討が決着していない以上、あるべき法形式は確定できないことから、自民党提言にあるような将来の法形式の在り方を現時点で限定するような答申及び法改正を先行することは、制度改正のプロセスとして極めて不適切であり、第1ステップにおける法改正の際、改正法の附則に2025年目途にNTT法の廃止を明記すること及び第2ステップでのNTT法廃止を前提に置くことはすべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>			
意見3-4-16 NTT法は役割を完遂しており、各種規制は電気通信事業法等に規定することが 適当。		考え方3-4-16		
84	<p>■NTT法の役割について</p> <p>これまで述べてきたように、時代に合わなくなっているNTT法の責務及び各種規制については、見直しが必要と考えます。</p> <p>NTT法に規定されている責務については、研究開発推進責務・普及責務の撤廃に加えて、「ユニバーサルサービス責務の確保のあり方」において記載したとおり、今後、固定電話とブロードバンドサービスのユニバーサルサービスを統合し、国民にとってより良いユニバーサルサービスを提供する仕組みを電気通信事業法で整備していくことが必要と考えます。</p> <p>また、前述のとおり、NTT法の責務の撤廃・見直しに伴い、NTT法上の責務の担保措置とされている各種認可事項等の各種規制も不要になるものと考えます。</p> <p>加えて、業務範囲規制や自己設置義務等については、市場や技術の変化を踏まえて、見直しが必要と考えます。</p> <p>一方で、NTT法に定められている規定のうち、必要なものは他の法律等に引き継いでいく</p>	<p>第一次答申(案)のP.23にあるとおり、総務省において、今後更に検討を深めていくべき事項の検討の結果等を踏まえつつ、まずは時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進め、その上で必要な規律を適切かつ確実に担保するための法形式について検討を行うことが求められると考えます。</p>	無	

	<p>ことも必要と考えます。例えば、電話のユニバーサルサービス責務を電気通信事業法に統合することに加え、外資規制等についても他の法令で主要通信事業者全体を対象に規律することも必要と考えます。</p> <p>NTT 東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、公正競争を確保していく考えですが、NTT 東西と NTT ドコモとの統合禁止等、担保措置を明確化すべき公正競争条件がある場合は、電気通信事業法に規定・拡充することで確保可能と考えます。</p> <p>これらの見直しが実現されることによって、NTT 法の役割は概ね完遂するものと考えます。</p> <p>法形式を検討する際には、以下の点を考慮する必要があると考えます。</p> <p>今後、固定電話とブロードバンドサービスのユニバーサルサービスを統合し、国民にとってより良いユニバーサルサービスを提供する仕組みを電気通信事業法で整備していくことが必要と考えます。</p> <p>上記以外のルール等についても、公正競争条件等、多くの通信事業者に関連する規律等は、電気通信事業法に規定することが適当と考えます。</p> <p>また、事業者や国民から見た法律としての一貫性を担保する等の観点からも、情報通信分野に関する規律は、電気通信事業法に一本化することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		
85	<p>各種認可事項・届出事項を含め、NTT 法の責務を担保するための各種措置については、当該責務の撤廃・見直しにより不要になるものと考えます。</p> <p>仮に、政府保有株を売却される場合は、段階的な売却をする等、既存株主利益の保護の観点での検討をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>		

■ その他

	意見	考え方	案の修正
意見	資料全般において、NTT ではなく正式社名である日本電信電話と記載すべき	考え方	
86	<p>それから資料全般において、NTT ではなく正式社名である日本電信電話と記載すべきではないか。あるいは並立記載とか。この資料は昔でいうところの松下をパナソニックと記載するのはレベルがちがうのだから。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第一次答申(案)の P.1 において、主要な事業者の表記について記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無